

愛媛県過疎地域自立促進方針

(平成22年度～平成27年度)

平成22年9月

愛 媛 県

愛媛県過疎地域自立促進方針目次

1	基本的な事項	1
	(1) 過疎地域の現状と問題点	
	(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	
	(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	
2	産業の振興	9
	(1) 産業振興の方針	
	(2) 農林水産業の振興	
	(3) 地場産業の振興	
	(4) 企業の誘致対策	
	(5) 起業の促進	
	(6) 商業の振興	
	(7) 観光又はレクリエーション	
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	16
	(1) 交通通信体系の整備の方針	
	(2) 県道及び市町道の整備	
	(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	
	(4) 交通確保対策	
	(5) 電気通信施設の整備	
	(6) 情報化の推進	
	(7) 地域間交流の促進	
4	生活環境の整備	20
	(1) 生活環境の整備の方針	
	(2) 上水道、下水道等の整備	
	(3) 廃棄物の適正処理	
	(4) 消防・救急施設の整備	

5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	2 2
	(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	
	(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	
	(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	
6	医療の確保	2 4
	(1) 医療の確保の方針	
	(2) 無医地区対策	
	(3) 特定診療科に係る医療確保対策	
7	教育の振興	2 6
	(1) 教育の振興の方針	
	(2) 公立小中学校等の教育施設の整備等	
	(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等	
8	地域文化の振興等	2 8
	(1) 地域文化の振興等の方針	
	(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	
9	集落の整備	2 9
	(1) 集落整備の方針	
	(2) 集落の再編整備と維持・活性化	
	過疎地域の概要 (別表 1 ~ 4)	3 0
	過疎市町村別の人口推移 (別表 5)	3 4
	愛媛県過疎地域概要図.....	3 5

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

本県には、平成12年3月24日に成立した過疎地域自立促進特別措置法に基づいて公示された過疎、過疎とみなされる市町が11市町（5市、6町）また、過疎とみなされる区域がある市町が6市町（4市、2町）あり、県下20市町の85.0%を占めている。

ア 過疎地域の概要を別表1によりみると、総面積では3,674.88k㎡で、県土の64.7%を占めているのに対し、人口は385,628人（平成17年国調）で県人口の26.3%に止まっており、人口密度も1k㎡当たり105人で、非過疎地域540人に比べて極めて低い状態にある。

また、県全体に対する過疎地域の年齢階層別割合をみると、65歳以上の高齢者が34.2%を占めているのに対し、15歳から29歳までの若年者は20.1%に止まっており、高齢化と若年者不足の状況を示している。

過疎地域が県全体に占める産業別就業人口の割合をみると、第1次産業は60.4%と大きな比重を占めているが、第2次産業は22.8%、第3次産業は23.9%と低くなっている。

また、平成17年の国勢調査に基づく、全国の過疎地域の就業者数に対する第1次産業の従事者の割合が17.4%であるのに対して、本県では21.2%と4ポイント程度上回っており、全国的に第1次産業の従事者の割合が減少傾向にある中、本県においては、依然としてそのウエイトが大きいといえる。

平成21年4月1日現在の過疎地域における道路の改良率は47.2%と県全体の改良率53.9%に対し低くなっており、無医地区数は県全体の83.3%と高くなっている。また、教育の面では、児童・生徒数が平成17年から平成21年の間に県全体で126,795人から119,136人と6.0%減少しているのに対して、過疎地域においては31,650人から28,443人と10.1%減少している。

イ 次に、過疎地域の人口の推移を別表2によりみると、5年ごとの人口減少率は、昭和40年代まで11%程度の高い率を示していたが、昭和45年から昭和50年の間で5.0%に低下し、昭和50年以降昭和60年までの各5年間の減少率は、それぞれ1.8%と2.5%に鈍化した。しかし、昭和60年以降平成17年までの各5年間の減少率は5.5%、4.7%、4.8%、6.1%と再び5%程度で推移している。

この中で、注目すべきことは、別表5市町別の人口推移に示されているように、

過疎地域17市町のうち、人口減少率が10%を越える自治体が、昭和40年から昭和45年では13市町であったのに対し、昭和45年から昭和50年では、6市町、昭和50年から昭和55年では3市町、昭和55年から昭和60年では1市と減少していることであり一定の施策効果が現われてきていることがうかがえる。

しかし、昭和60年から平成17年の各5年間で人口減少率が10%以上の市町が再び増加し、その他の大半の過疎市町についても減少傾向が続いており、依然として人口の減少が深刻な問題であることを物語っている。

ただし、この間、人口減少率が10%以上の期間があった市町は5市町で、いずれも2回以上あり、過疎地域17市町の中でも立地条件が極端に悪い一部の市町において、人口減少が顕著となっている。

ウ また、過疎地域の高齢者人口の推移を別表3によりみると、65歳以上の高齢者人口の構成比は、平成17年で31.2%と、県平均の24.0%に対し約7ポイントも高く、その差は昭和35年の1.0ポイント、昭和45年の2.2ポイント、昭和55年の3.1ポイント、平成2年の4.4ポイント、平成12年の6.6ポイントと次第に広がってきており、過疎地域においては、一段と高齢化が進行していることを示している。

また、平成17年の国勢調査に基づく、全国の過疎地域（平成21年4月1日現在）における高齢化は、30.4%とされており、本県の過疎地域は、全国の状況と比較しても更に0.8ポイント高い状況にあり、65歳以上の人口が半数を超えた集落において、自治機能が急速に低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態に陥る問題が近年クローズアップされる中、本県の過疎地域においても、その懸念が広がっている。

更に過疎地域の若年者人口の推移を別表4によりみると、15歳から29歳までの若年者人口の構成比は、昭和35年では20.1%であったのに対し、昭和45年では19.5%、昭和55年では17.0%、平成2年では14.2%、平成12年では13.5%、平成17年では11.8%と、増加する高齢者を支えるべき若年者の割合は減少の一途をたどっている。

また、全国的にも少子化問題が深刻となっている状況において、従来からの若者を中心とした人口流出に加えて、今後、少子化に伴う自然減による過疎化傾向が一層進行することが懸念される。

エ これまで本県では、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法といった過去3回の旧過疎法及び平成12年の過疎地域自立促進特別措置法に基づいて、過疎地域における交通通

信体系、港湾等の生産基盤の整備や生活環境、保健医療、教育等の生活諸条件の整備について総合的・計画的な施策を推進してきた。その結果、道路改良率を平成17年度と平成21年度で比較すると1.3%の上昇、水道普及率では平成17年度と平成20年度の比較で0.6%上昇し、県平均を上回るなど、過疎地域における利便性の向上が図られたほか、各種公共施設が整備されるなどこれまで相当の改善が認められており、一定の成果が挙げられている。

しかしながら、非過疎地域と比較して未だに完全な格差是正までには至っておらず、若年者層を中心とした人口の流出と高齢化が引き続き進行しており、地域社会の活力低下が懸念される。

今後は、これまでのハード面を中心とした整備に加えて、その有効な活用方法を検討するとともに、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、ソフト事業に過疎対策事業債が活用できるようになった点を踏まえ、地域医療の確保、住民に身近な交通の確保、集落の維持・活性化等住民の安心・安全な暮らしを守るためのソフト面での各種施策を推進するほか、広域の見地から地域が一体となった取り組みが必要と考えられる。

オ 本県の過疎地域は、その自然的・社会的特性により次の3つに区別することができる。

離島地域（2市1町）

瀬戸内海のほぼ中央部に位置する越智郡島しょ部及び忽那諸島の一部で構成するこの地域は、柑橘類の主要生産地の一つとなっており、人口で過疎地域の9.5%（平成17年国調）、面積で5.6%（平成21年国土地理院）を占めている。

越智郡島しょ部の一部については、平成11年に瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通したものの、周囲を海で囲まれ、しかも平地が少なく狭いので、慢性的な水不足に悩まされるなど、自然的・地理的な悪条件が経済、社会の発展の大きな障害となっている。平成12年と平成17年を比較してみると、人口では9.2%の減、若年者人口では20.2%の減であり、また、平成17年の高齢者比率では38.3%と、他の2地域と比較すると最も高い率を示しており、特に地域の活力低下が懸念される地域である。

山村農山村地域（5市5町）

本地域は、高知県と隣接する山間地、比較的都市に近い農山村地域及び南予農

村地域で構成され、人口で過疎地域の48.2%、面積では69.7%を占めている。

人口は、昭和35年から平成17年の間に41.1%減少しているが、地域別の人口減少率を昭和55年から平成17年の期間で比較したとき、離島地域が36.0%、南予臨海地域が21.5%であるのに対し、当該地域では16.9%になっており、他の地域と比べると低くなっている。

特に、平成7年から平成17年の各5年間の若者人口の減少率は2.6%、13.9%と県全体の減少率と比較しても低く、交通通信体系の整備、内陸型企業の進出など、旧過疎法等に基づく施策が一定の効果を上げていると考えられる。

南予臨海地域（2市2町）

本地域は、本県の西南部に位置し、伊予灘及び宇和海に面した地域であり、人口で過疎地域の42.4%、面積で24.7%を占めている。この地域は本県特産の柑橘類の主要生産地を形成し、また、全国有数の生産量を誇る真珠、魚類養殖等の水産業も盛んであることから、近年、人口減少の鈍化傾向がみられるものの、みかん価格の下落や真珠の販売不振など、第1次産業を取り巻く厳しい環境の中、この傾向が続くかどうか予断を許さない状況にある。

このように、これら3地域は、それぞれ異なった特性をもっているが、現在、次のような共通の問題点を抱えている。

産業構造の偏りによる他地域との所得格差の拡大

人口、特に若年者層の流出に伴う地域活力の低下

極端な高齢化に伴う社会機能の減退

地理的・自然的条件等に起因する社会基盤整備の遅れ

（2）過疎地域自立促進の基本的な方向

過疎地域においては、人口の減少率が一時鈍化傾向を示していたが、県全体の人口減少に伴い、再び上昇しており、依然として若年者層の流出と、高齢化の進行により地域社会の活力低下が懸念されている。

しかし一方で、過疎地域は、下流域の土砂災害の防止、水源の涵養、森林による二酸化炭素の吸収など、都市部を支える重要な役割を果たしており、過疎地域が健全に維持されることは、都市住民を含めた県民全体の安心・安全な生活に寄与することにつながる。また、過疎地域は、豊かな自然環境や景観、固有の地域文化に恵まれ、安

らぎや安心を求め、地域での生活等を希望する都市住民のニーズに応える場でもある。

このため、今後は、過疎地域の住民の安心・安全な生活を維持するため、ナショナルミニマムの確保を図るとともに、地域自らが地域の特性を十分把握し、自らの創意工夫により、豊かな自然環境や再生可能なクリーンエネルギー、安心・安全な食料の供給、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用した個性的で魅力ある地域づくりを実施し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることにより、真の自立を目指す必要がある。

そのためには、第1に、若者に魅力ある産業の振興及び雇用の確保である。

まず、過疎地域の基幹産業である農林水産業については、地域の実情に応じた生産基盤の整備、消費者ニーズに対応した高付加価値・高収益農産物の生産、農商工連携への取り組み、生産性の向上及び経営の合理化、個性的で競争力のある銘柄産地の形成や新たな流通システムの確立や販路開拓を推進して、魅力と競争力のある農林水産業の育成を図る。また、後継者としてだけでなく、地域の自立促進のけん引者としての、多様な担い手の確保・育成を図る。

次に、地場産業については、各地域の特産物等の資源の有効活用、新商品開発や高付加価値化、複合的経営手法の導入、人材の確保・育成などにより、地場産業や伝統産業の自立的な振興及び活性化に努める。

そして、道路等の交通通信体系や産業団地の整備、産学官による連携強化を図るなど産業立地の条件を整え、地域の発展の核となる雇用吸収力のある先端技術産業を誘致するとともに、過疎地域においても、地域密着型ビジネス、農業生産法人や企業など多様な主体による地域資源を活用した6次産業化など、農林漁業者と中小企業者の連携によるビジネスなどの起業化の促進やそのために必要な人材育成に努める。

さらに、地域の歴史・文化・自然を活かした個性的で特色ある観光資源の発掘・育成、広域観光ルートの開発・PRなど、交流新時代における観光・レクリエーション産業の振興や産業、雇用の創出につながる森林資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築に努める。

なお、これら産業の振興に当たっては、森林や農地の有する多面的機能を考慮し、自然環境との調和に十分配慮する。

第2は、高齢者が地域社会を支える貴重な人材として貢献し、生きがいをもってい

きいきと暮らせるような高齢者対策の推進である。健康で活動的な高齢者に対しては、就業、ボランティア活動・コミュニティ活動、生涯学習等の社会参加への機会づくりを積極的に推進する。また、高齢者をはじめ全ての人が地域において安心して健やかに自立して暮らせるよう、健康づくりの推進や、ケア施設等の整備、介護保険制度を始めとする高齢者を地域で支え合う地域ケアシステムの確立を図るとともに、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進する。

第3に、都市地域と過疎地域が機能的に相互に補完し合うとともに、広域的な連携を視野に入れた地域に活力もたらす開かれた地域間交流の促進である。過疎地域を、自主創造的な余暇活動の場、あるいは、活力充足や心身の癒しの場、また、体験・ふれあいの場、居住の場として、他地域との産業・文化・観光等の各分野における交流を活発に展開する。豊富な自然や貴重な歴史的・文化的遺産等を活用し、テーマ性や物語性のある個性的で多彩な観光・レクリエーションづくりを実施するとともに、イベントや地域の祭の活用のほか、広域観光ルートの形成及びこれらの情報の発信を県内外に行うなど、人・もの・情報の流れを拡大し、地域の活性化を推進する。

また、過疎地域においては、集落活動の担い手が減少している現状を踏まえ、都市住民によるボランティア活動を契機とした集落と都市との継続的な交流を図る。

第4に、個性豊かな地域社会の形成である。今後とも、都市部と格差のない高次の医療、教育、生活環境、情報サービス等が享受できるよう交通通信体系や生活環境、医療・教育の整備や情報化に努めるとともに、都市地域からのUJIターンや移住者の受け皿となるべく、住宅環境の整備や安全で快適、魅力的でゆとりある生活空間づくりに努める。

さらに、美しい景観の整備や地域文化の振興等を推進し、個性豊かな地域づくりに努める。

加えて、住民自らが地域の課題を洗い出し、住民主体による地域づくりを進めていくため、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりを促進するとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の導入など、過疎地域を維持・活性化させるための人材力の強化を図る。

各地域ごとの基本的な方向は次のとおりである。

(離島地域)

島しょ部の生活福祉の向上や離島性からの脱却を図るため、中枢的な港湾及び港湾

機能を有する漁港の整備拡充、離島航路の維持、離島架橋、島内道路の体系的整備の推進を図る。また、離島地域固有の地域資源を活用した人的・物的交流を積極的に推進していく。

越智諸島地域においては、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）開通により、産業の振興、住民生活の利便性の向上、中国地方を含めた広域交流の促進等、地域の活性化に大きな効果がもたらされており、今後これら振興策の更なる推進を図る。

特に、産業の面においては、まず農業について、主要作目である柑橘、花き等の栽培について、しまなみ海道を活用した都市近郊型農業としての産地形成を図る。また、水産業については、資源管理型漁業を推進するとともに、新しい養殖魚種の開発及びその販売ルートの開拓を展開する。

また、観光面においては、第1級の観光資源である瀬戸内しまなみ海道の特色を生かすとともに、地域の歴史文化と自然を活かした観光拠点の整備や農林水産業の観光化などを推進し、広域的な見地を含めた都市地域との交流による地域の振興と活性化を図る。

（山村農山村地域）

農山村における居住環境を向上させるため、生活道路、集落排水、公園など身近な生活基盤の整備を行うとともに、基幹道路等をはじめとする社会・産業基盤の整備についても推進するほか、圏域の中核都市との連携の強化に努め、地域資源や特産品を活かした新たな産業おこしを図り、雇用機会の創出や定住環境の充実を図る。

特に、この地域の基幹産業である農林業については、就労環境の改善を図りながら農業の高付加価値化や、都市部に近い平地部での野菜・花きの栽培や山間部での冷涼な気候を活かした高原野菜等の栽培、南予地域での落葉果樹栽培や酪農・畜産業の育成に努めるほか、恵まれた森林資源を有効に活用するため、川上から川下まで流域が一体となって新たな森林産業を創出するなど、流域林業社会の構築を図る。

さらに、自然環境の保全に留意しながら、地域資源を活用したふるさと産品・むらおこし産品の開発等による農畜産物加工業等の振興や新たな産業おこしを図る。

また、石鎚山系や四国カルスト等における山岳・高原型の観光施設の整備充実に努め、都市地域との交流拡大を図る。

（南予臨海地域）

本地域は、平地が少なく山が海岸まで迫っている典型的なりアス式海岸地帯であり、

この地形的な制約の中で古くから様々な工夫と努力により、柑橘類の段々畑での生産や、入り組んだ入り江を利用した真珠や魚類の養殖など個性的な生産形態をつくり上げてきた。特に八西地域や吉田地区は全国有数の柑橘類の銘柄産地となっており、将来にわたる高品質みかんの銘柄産地としてのブランドの保持・強化を推進する。

また、宇和海沿岸部においては、マダイ、ハマチ、真珠・真珠母貝等の海面養殖が盛んに行われているが、近年の生産過剰や消費の伸び悩みによる魚価の低迷や真珠の販売不振など厳しい状況となっており、その対策が緊急の課題となっている。今後は、地域の特性を活かした水産加工業の振興のほか、真珠加工業の育成やブランド形成に努める。

さらに、地域の多彩な自然を生かし、南予レクリエーション都市の整備や、グリーン・ツーリズム等滞在・体験型の広域観光ルートの開発・PRなどに努め、交流人口の拡大を図る。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎地域の自立促進のためには、それぞれの地域特性に応じたきめの細かい対策が必要であるが、これを単独の地域として扱ったのでは効果的な整備は期待できない。したがって、過疎地域における計画・事業の実施に当たっては、地方拠点都市地域基本計画や定住自立圏構想など広域的な視野にたった計画・構想を踏まえ、施策相互間の有機的連携に配慮しつつ、諸施策を積極的に推進する。

特に、公共施設等の整備に当たっては、広域的視点に立ち、中核となる都市との機能分担、連携に留意し、地域特性に応じた体系的な整備に努めるものとする。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本県の産業は、地理的条件あるいは産業開発の経緯から、地域によりそれぞれ異なった特色を持っており、大きく東予・中予・南予の3地区に区分される。東予では基礎素材型産業を中心とする工業及び平坦地農業、中予では商工業及び中山間地帯での農業、南予では果樹栽培、養殖業等の農林水産業が主産業となっている。これらの発展過程及び現状を踏まえながら、諸計画との調和を図りつつ、基盤整備のみならず、情報提供や人材確保、市場流通等の施策にも積極的に取り組み、各過疎地域における産業振興対策及び地域経済活性化のための条件整備を進めていく必要がある。

このため、農林水産業においては、生産基盤の整備と維持・保全、多様な担い手の確保・育成、競争力のある個性化産地の形成、新たな流通システムの確立等に取り組む。

製造業など地場産業の振興については、恵まれた自然や豊富な農林水産物など地域に存在する優れた資源を見直すほか、新たな資源を掘り起こしながら、異業種による交流や産学官の連携など様々なコラボレーションを通じて、たとえニッチな分野であっても独自分野においてオンリーワンのものづくりやサービスの提供に取り組む経営革新型の企業等を育成する。

また、急速に進む高齢化に対応して、「医療・福祉」分野における創業の促進やコミュニティビジネスの展開など地域に密着した新たな産業おこしに取り組むほか、地域資源を最大限に活用した企業誘致や情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等にも努める。

なお、産業基盤整備、特に海上輸送の拠点である港湾施設の整備については、地場産業関連物資や生活物資を取扱う施設、フェリーや旅客船に対応した施設、港内の漁船等を集約するための小型船だまり、港湾周辺の緑地等の整備を進める。

また、恵まれた自然環境を保全しつつ、これを優れた観光資源として活用した観光開発を推進するとともに、整備が進められてきた交流拠点や遊休施設等を活かした地域産品の新たな流通・販売チャンネルの構築を図るほか、複合的経営手法の導入を図り、地場産業等とも連携して、地域全体の産業の高付加価値化の実現に努める。

(2) 農林水産業の振興

本県の過疎地域における農林水産業は、急傾斜地帯が多く、水不足と狭あいな耕地など、生産条件に恵まれていないうえ、就業者の農業以外への流出や、就業人口の高齢化が進み、生産基盤の脆弱化を招いている。

このような厳しい生産環境のもとで、地域特性を生かした魅力と競争力のある農林水産業の育成を図るため、個性的な産地の形成や効率的な流通システムの確立、産品の特色を生かしたブランド化の促進、農商工連携への積極的な取り組み、優良農地の確保と有効利用に必要な生産基盤の整備を推進するとともに、過疎地域の活性化をけん引する意欲ある多様な農業者の育成・確保、農山漁村の生産・生活を支える女性の地位向上のための環境整備、高齢農業者がその能力を十分発揮できるような支援の充実強化等を図る。

また、農林水産研究所との連携のもと、農林漁業関係普及組織の指導により、生産性の向上及び農林漁家経営の合理化を図る。

さらに、農林水産業の持続的発展を図るためには、潤いと活力に満ちた農山漁村の形成が不可欠であることから、定住環境の整備や地域の個性・資源を活かしたグリーン・ツーリズム等のソフト事業を活用した都市との交流を促進するほか、多様な就業・所得機会の確保や住民協働力の形成による地域コミュニティの再生を推進し、住民が豊かさを実感できる地域づくりを目指す。

ア 農業部門では、本県特産の柑橘をはじめとして、適地適作を基本に品質の向上に努めるとともに、多彩な銘柄産地の育成を図る。

また、農業経営の多角化・複合化、農地の利用集積及び作業の効率化等を図るうえで欠かせない生産基盤については、それらが有する公益的・多面的機能を発揮し続けられるよう、地域特性に配慮しながら、ほ場、かんがい排水施設、農道等の整備・更新等を進めるとともに、耕作放棄地の解消を図る。

さらに、集落を単位とした、土地、機械、施設、労働力等の農業資源の効率的な活用や、作目間の有機的な補完結合によって地域や農家形態の特性を生かした複合経営の推進などの営農指導に努めるほか、消費者ニーズに対応した完熟栽培や有機・減農薬栽培等の個性化商品、健康指向に即した機能性食品の開発、農商工連携や生産・加工・流通・販売の一体化等により、高付加価値・高収益農業の実現を目指す。

イ 林業部門については、森林の質的充実と公益的機能の発揮の観点も踏まえて、本

県林政の基本方向を定めた新しい愛媛林政計画に基づき、県民参加のもと、先人たちの努力と活躍によって造成された貴重な森林の持続可能な管理・経営と森林資源の循環活用を促進する。

このため、直接林業に従事する者はもとより、都市部住民からも森林ボランティア等の協力を得るなど、県民全体でえひめの森林を直接的・間接的に守り育てるため、その担い手として、活力ある「えひめの森林人(もりびと)」を育成する。

また、林道・作業道など林業生産基盤の整備状況や生育状況などに応じて森林を適正に整備し、森林の持つ多様な機能が十分に生かされるよう、めぐみ豊かな「えひめの森林(もり)」を創造する。

さらに、川上(山側)から川下(都市側)まで流域全体が一体となって林業振興に取り組み、森林資源を活用した循環型の新たな産業を創出するなど、個性を活かした「循環型えひめ流域林業社会」を構築する。

ウ 水産業部門については、本県水産業を魅力ある産業としていくため、生産重視から収益性の高い漁業へ転換すると同時に、次代を担う若い漁業者を経営と販売力を身に付けた資質の高い漁業者に育成する積極的な対策に重点的に取り組み、「収益性の高い漁業への転換」、「力強く有能な担い手づくり」の実現を目指す。

特に、養殖業においては、魚種の多様化や複合養殖等を推進するとともに、魚価の向上と経営の安定を図るため、農商工連携、海外市場を視野に入れた水産物の新たな販路開拓に取り組む。

また、漁港や漁村の良好な自然環境を生かし、県民に親しまれ、都市地域との交流が図られる漁港漁村の整備を推進する。

さらに、各部門を通じて生産物の付加価値を高めるため、加工利用技術の開発を進め、広域的流通体制の整備を促進する。

(3) 地場産業の振興

本県には、製紙、紙加工、タオル、アパレルなど全国的にも有数の地場産業があり、生産はもとより、研究開発、デザイン、流通販売などその産業に関連する幅広い機能の整備を図り、地場産業の活性化に努める。

過疎地域における地場産業の振興を図るため、地域の原材料・労働力を活用した産業の掘り起こし、地場産品に関する新商品開発・高付加価値化に努めるとともに、長

期かつ低利の中小企業向け融資制度などにより、地場産業の体質強化及び経営安定に取り組む。

地域別には、離島地域では、地元で水揚げされる水産物の付加価値を高めるため、漁業者自ら或いは漁業協同組合単位で取り組める一次加工技術の開発を行い、地域特産品の創出を図るとともに、既存の特産品も含めた販売力を強化するほか、造船業の人材育成・確保に努める。

山村農山村地域では、果樹、畜産物、高冷地野菜、花き、工芸作物、まゆ、林産物等地域資源を活かしたアグリビジネスを振興し、農・林産物の高付加価値化を図るとともに、ふるさと産品・むらおこし産品の開発等による農林畜産物加工業や地域の特産品産業の振興と新たな産業おこしを図る。

南予臨海地域では、真珠・ハマチ・マダイなどが全国有数の生産量を誇っており、真珠の加工業育成やブランド形成に努めるほか、ハマチやマダイなどの養殖魚の加工による付加価値の向上、量販店、外食産業、海外市場など販路の開拓、拡大を図るとともに、豊かな水産物を使った練製品等の水産物加工業の支援にも取り組む。

(4) 企業の誘致対策

本県では、松山圏域、新居浜・西条圏域を中心に、産学官が一体となった取り組みにより、半導体、ソフトウェア、電子技術研究などの先端技術分野やコールセンターをはじめとする情報通信分野の企業立地が進むとともに、ファインケミカル、新素材、バイオなどハイテク分野や素材産業の高度化が進んでいる。

しかしながら過疎地域にあっては、輸送や企業用地等の産業立地条件に恵まれていないことから、産業集積が低位に留まっており、雇用先が増えないことから人口流出の一因ともなっている。

このため、松山圏域、新居浜・西条圏域など産業集積が高位な地域との人材、技術情報の交流を図り、過疎地域に高度技術産業の波及を進めるとともに、道路、港湾等交通体系の整備や産業団地の整備、流通・交流、居住環境の改善などに努め、先端技術産業や、愛媛の恵まれた自然や気候、豊富な農林水産物などの資源を活用した産業の誘致を進める。

さらに、進出企業と地場産業との連携強化を図りながら、地域社会の活性化に努めるとともに、農山村地域については、過疎地域自立促進特別措置法による優遇措置等

を活用して、地域の特性に応じた企業の立地に努める。

なお、企業の誘致にあたっては、地域住民の生活環境と自然環境の保全に十分配慮する。

(5) 起業の促進

本県は、全国と同様、開業率が廃業率を下回る逆転現象が続いており、更に開業率と廃業率の差は全国平均よりも開いており、県経済の持続的発展のため、起業（創業及び新事業展開）の促進を図ることが重要な課題となっている。

このため、引き続き、本県の新事業創出のための中核的支援機関である（財）えひめ産業振興財団に、技術・経営面など専門知識の豊かな専門人材を配したワンストップ相談窓口を開設して、インキュベートルームや創業準備室、同財団に組成した「えひめ中小企業応援ファンド」や「えひめ農商工連携ファンド」の運用益による各種助成事業や支援事業等を活用しながら、創業・起業化、研究開発、商品化・事業化、販売促進など企業活動の各段階のニーズに応じた総合的な支援を行う。

また、本県では、同財団を中核に、商工会議所や金融機関をはじめ、大学、県産業技術研究所、各地の商工会など、オール愛媛の中小企業支援体制「えひめ・ビジネス・サポート・ネットワーク（通称：チームえびす）」を結成し、創業希望者や中小企業者を一体的に支援しているが、この取り組みを更に充実させ、過疎地域を含めた県下全域の起業を促進する。

起業支援については、「県経済成長戦略2010」における成長4分野（食品・低炭素・健康・観光）を重点に取り組んでいく。特に、過疎地域の自立促進や活性化に向けては、地域の中に新たに経済活動を作り出すという視点で、地域住民自らが地域の魅力ある資源や地域のニーズを掘り起こしビジネスとして展開する地域密着型ビジネス、農業生産法人や企業など多様な主体による地域資源を活用した6次産業化など、農林漁業者と中小企業者の連携によるビジネスなどの起業を促進することとし、ファンド事業等の積極的な活用を図るとともに、ビジネスシーズの発掘、ビジネスプランのブラッシュアップ、販路開拓など切れ目ない支援を行う。

このほか、産学官の連携促進や情報関連人材の育成等に取り組むほか、低金利融資制度等により、金融面からの支援を図る。

(6) 商業の振興

過疎地域における商業拠点は、商店街の組織化が遅れ、街区としてはっきりとした区分がない商店街、経営者の高齢化や大型店との競争の激化により活力が低下し、あるいは今後、基本的な商業機能の維持が不安視される商店街、近年整備された産地直送販売施設等との回遊性が十分に確保されていない商店街が見られるなど深刻な問題を抱えている。

このような現状分析を踏まえ、地域商店街活性化法に基づく事業活動など、商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活利便の向上のための取り組みや高齢者向け宅配サービスなど近隣住民の基本的な商業ニーズに応える機能の強化、地域の食や特産品を活かした商品開発、インターネット等を活用した電子商取引などの促進を図る。また、商店街と大型店の共存共栄を目指し、地域の特色を活かした商品の販売や商品開発を図るほか、道の駅等と連携した地域行事に併せたイベントを実施し、地域内外からの集客拡大を促進するなど、過疎地域における商業の振興を図る。

(7) 観光又はレクリエーション

観光は、観光旅行者による消費の拡大や就業機会の増大など、観光産業にとどまらず、農林水産業、製造業など幅広い分野に波及する効果を生じさせ、地域経済の発展に貢献する役割を担うとともに、訪れる人々の評価を通じて県民が自らの地域の良さを再認識し、地域への誇りと愛着をはぐくむことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。

また、近年、自由時間の増加やライフスタイルの変化、モビリティの増大、自然環境への関心の高まりなど、社会環境の変化に伴い、観光レクリエーションに対するニーズも「癒し」「体験」「交流」「ふれあい」を志向する傾向が強くなっており、過疎地域が有する豊富な自然環境や安全で新鮮な食糧などの資源を活用しながら、観光レクリエーションや地域間交流の受け皿となることが期待されている。

このため、過疎地域においても、魅力ある観光地づくりや交流人口の拡大を図ることにより、活力ある地域社会を実現するため、「えひめお接待の心観光振興条例」により、次のような施策を積極的に推進する。

ア 観光旅行者の誘致を効果的に行うため、観光資源の広域的かつ有機的な連結を図

るための取組を促進する。

イ 観光旅行者の再度の来訪への意欲を高めるよう、もてなしの向上及び観光旅行者に迷惑をかける行為の防止に関する取組を促進する。

ウ 地域の魅力を知り、及びその認識を深めるための情報の提供及び学習機会の確保に関する取組を促進する。

エ 地域の魅力を観光の観点から見直し、及びその活用を図り、並びに観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供を確保するための取組を促進する。

オ 観光旅行者への良質なサービスの提供が確保されるよう、観光に従事する人材の育成に関する取組を促進する。

カ 高齢者、障害者、外国人等のすべての人々が安心して快適に観光を楽しむことができる環境の整備に関する取組を促進する。

また、国際定期便が就航している韓国及び中国を中心に、海外からの観光客誘致にも積極的に取り組む。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備の方針

過疎地域は、概して地理的諸条件に恵まれておらず、かつ圏域内中核都市や高速交通とのアクセス、地域住民の生活に不可欠な生活道路など、総じて交通体系の整備が遅れているところが多く、このため、国道、主要地方道など基幹道路の整備やこれらの道路と接続する地域内道路網の整備を進めることが重要となっている。

特に本県においては、県土が東西に長く、また県都松山を中心とした一極集中化が顕著化してきている。

このため、「県都60・圏域内30アクセスプラン」を基本に、広域交通ネットワークを構成する高速自動車国道等の整備を促進するとともに、過疎地域においても自立した圏域の形成が図られるよう、これらに連絡する国道、県道、市町道についても重点的かつ効率的な整備を進める。

特に、過疎地域において基幹的な役割を担う市町道・農林道・漁港関連道については、路線の重要性、事業の規模等を考慮し、県代行事業等により整備を促進する。

地域住民の通勤、通学、通院など日常生活のために利用される交通機関である路線バスや離島航路については、維持・確保さらには利便性の向上を図るとともに、JR各線については、地域に密着した鉄道として、公共交通活性化の観点から、地元市町とともに鉄道の利用促進と路線の維持・存続を図る。

なお、地域にとって最適な交通体系を実現するためには、地域をあげた取り組みが必要であることから、行政・交通事業者・住民等で構成する「愛媛県地域交通活性化推進会議」を設置し、利用者の視点から地域交通のあり方を検討する。

また、通信体系については、都市部との情報通信格差の是正を図り、情報受発信能力を強化するため、愛媛県高度情報化計画の基本方針に沿って、過疎地域の住民のインターネット利用環境の向上や愛媛情報スーパーハイウェイの利用促進並びに機能の高度化に努めるとともに、ケーブルテレビの普及・高度化、携帯電話不通地域やテレビ・ラジオ難視聴地域の解消、地上波テレビ放送のデジタル化への対応など、生活に密着した情報通信基盤の整備を促進する。

(2) 県道及び市町道の整備

過疎地域にとって道路整備は、地域の活性化、定住と交流を促進し自立した圏域形

成を図るうえで不可欠であることから、「愛媛道ビジョン」等に基づき、「県都60・圏域内30アクセスプラン関連道路」「緊急輸送路」「市町村合併支援道路」からなる重要路線を根幹とした最適最小ネットワークの整備を図るとともに、整備効果の早期発現を目指した重要なかつ効率的な整備に取り組むとともに、現道の損傷・劣化等を把握し、費用対効果の高い維持管理を行う。

ア 主要地方道、一般県道

過疎地域における道路改良率は、平成21年4月1日現在、主要地方道が73.6%、また、一般県道が50.2%となっており、円滑な交通を阻害している離合困難箇所の解消等、地域における喫緊の課題を抱えたところから効率的な整備促進に努める。

イ 市町道

過疎地域の市町道については、平成21年4月1日現在、道路改良率が40.8%、道路舗装率が80.2%となっており、重要な市町道から順次改良及び舗装整備を進める。なお、整備促進に当たっては、国庫補助事業、県代行事業等により、計画的な整備を図っていく。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

過疎地域における農道、林道、漁港関連道の整備は、地域農林水産業の活性化、農林漁業者の定住促進を図るうえで、不可欠な要素である。

このため、本県では、土地改良事業、経営構造対策事業、林業構造改善事業、林道整備事業、漁港関連道整備事業等を推進し、農林水産業の生産基盤の改善に多大の成果を納めてきたが、今後とも、引き続き既設道の改良、舗装等を含め、生産基盤の近代化を図るため、計画的な整備に努める。

(4) 交通確保対策

過疎地域における路線バス等生活交通の確保は、地域住民の日常生活にとって極めて重要な問題である。

特に、高齢者や児童等の通院・通学等に欠くことができないバス路線については、国、市町、事業者及び利用者等の関係者による「愛媛県生活交通確保対策地域協議会」を設置し、地域の実情に応じた路線の編成に努めるほか、必要に応じて県単独の補助金等により助成を行うなど、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバ

スやデマンド交通、過疎地有償運送など、新たな輸送サービスの立ち上げについても支援する。

また、離島における通勤、通学及び生活物資の輸送など住民の生活に欠くことのできない航路についても、運航欠損額に対する助成などにより、その維持・確保を図る。

(5) 電気通信施設の整備

県内各圏域を結ぶ高速・大容量の高度情報通信基盤として構築した「愛媛情報スーパーハイウェイ」については、高度なセキュリティ機能や通信の確実性等の特性が十分に活かされる分野での利用を中心に、一層の利用促進と機能の高度化を推進し、地域住民の生活の利便性の向上や地域間の情報格差の是正を図る。

また、地域住民の最も重要な高度情報通信ネットワーク基盤であるインターネットについて、特に離島や半島、中山間地域など、民間事業者による超高速ブロードバンド基盤の整備が進みにくい地域におけるF T T H（加入者系光ファイバ回線）の整備促進に努めるとともに、必要に応じて無線ブロードバンド通信システム、衛星インターネット、DSL等の導入について検討を進め、各々の過疎地域におけるニーズ・実情に応じたインターネット利用環境の整備促進を図る。

さらに、地域密着型の情報通信基盤として、地域住民の生活に即した映像情報を提供するケーブルテレビについては、高速インターネットのアクセス回線としても重要であり、引き続き整備促進に努める。

この他、移動通信用鉄塔施設をはじめ、テレビ放送中継施設、テレビ放送共同受信施設やラジオ放送中継局の整備を図り、生活に密着した情報通信基盤の整備を推進するとともに、地上デジタルテレビ放送の開始に伴い発生が懸念される難視聴地域の解消を図る。

(6) 情報化の推進

市町の情報システムの共同利用を推進し、業務の効率化と行政サービスの向上を図るとともに、過疎地域を含む全ての県域で、高度情報通信ネットワーク社会のメリットを県民誰もが享受できる社会の実現を目指し、県高度情報化計画に基づく情報化施策を総合的・計画的に推進する。

ア 保健・医療・福祉、環境、文化、防災、交通など幅広い分野に適応した各種情報

システムの開発導入を行うなど高度情報化を推進し、地域住民の生活の向上を図るとともに、商工業、観光、就労・就業、農林水産業など地域産業においても同様に高度情報化に取り組み、地域経済の活性化を図る。特に、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供や場所にとらわれない就業や起業を可能とする取り組み（テレワーク等）、ICTを活用した地域情報の発信や特産品の販売といった情報通信基盤の利活用に積極的に取り組むことにより、過疎地域のハンデの克服を図る。

イ 情報の電子的提供、申請・届出や入札・調達等諸手続きの電子化など、電子県庁の構築を計画的に推進するとともに、市町電子自治体化の推進に取り組み、県民の利便性の向上と行政事務の簡素・効率化、高度化を図る。

ウ 学校教育における情報教育の充実、NPOと地域ITリーダーによるIT講習の実施等により、地域住民誰もが情報通信機器やネットワークを利活用できるよう、情報リテラシーの向上を図る。

（7）地域間交流の促進

過疎地域は、自然に恵まれた生活空間や景観を有し、また、伝統、文化や民俗性には他の地域に誇りうるものも多く残されており、人間の活力のかん養や活動・居住の場として国民全体のかげがえのない資産であると位置づけられる。

他方、引き続く人口の流出と高齢化の進行により閉鎖的になりがちな過疎地域にとって、外部からの様々な刺激は地域の活性化のために極めて重要になっている。

このため、多様な地域資源とともに既存公共施設等を有効活用することにより、グリーン・ツーリズム等の体験型・親自然型余暇活動を推進し、都市地域等との交流拡大を図る。

また、継続性のある交流事業を進めるため、過疎地域自らの自主性と創意工夫を發揮し、地域独自のソフト事業を展開するとともに、多様な媒体を活用した交流機会の情報発信に努める。

さらには、都市地域等からの移住の促進を図るため、企業やNPO等と連携しながら、空き家バンクの活用など地域における受入体制の整備や都市住民に向けた情報発信等を行うとともに、過疎地域においては、集落活動の担い手が減少している現状を踏まえ、ボランティア活動を契機とした集落と都市との継続的な交流を図る。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域においては、地理的条件による制約があるものの、洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全はもとより、近年、豊かな自然環境の魅力や、地球温暖化の防止や資源循環型社会の構築における農山村地域や森林の果たす役割が積極的に評価されてきたところである。

そのため、環境破壊を防ぎ、安全・快適で魅力ある生活定住環境と持続可能な社会を実現するため、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、水道施設、生活排水処理施設等の整備や廃棄物の発生抑制・リサイクルの取り組みを促進し、環境への負荷を低減する。

(2) 上水道、下水道等の整備

過疎地域の水道施設（上水道、簡易水道等）については、平成20度末の普及率が93.8%で、県平均の93.2%に比べ0.6ポイント上回っているが、今後も引続き推進を図る。

また、平成21年度末までに策定された簡易水道事業統合計画を基本として、水道事業の統合を推進し、事業運営の安定化を図る。

なお、地理的に恵まれない地域においては、渓流水等小規模水源の有効利用を図るなど、水源の確保に努める。

下水道や合併処理浄化槽などの処理施設の整備については、県内全市町村を対象に生活排水対策を推進するため、第二次愛媛県全域下水道化基本構想に基づき計画的な整備を図る。

特に、下水道は、快適で潤いのある住環境の形成及び河川・海域等の公共用水域の水質改善を図る上で、非常に重要な社会資本であり、過疎地域における定住促進の一助となることから、社会資本整備重点計画に基づいた整備を促進する。

なお、過疎市町村で下水道事業を実施しているのは、平成21年4月現在で、5市4町であり、技術的助言や国費の活用確保などにより、下水道の整備を促進する。

その他、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設などの地域の特性に応じた効率的な生活排水処理施設の計画的な整備を図る。

また、上水道、下水道施設ともに、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理を行う。

(3) 廃棄物の適正処理

廃棄物については、発生抑制、再使用、再資源化、適正処理を基本とし、ごみの分別徹底やリサイクル活動への取り組みを支援・推進するなど、地域の実情に応じた効果的・効率的な資源循環システムの構築を促進する。

また、都市部からの廃棄物の違法な流入を防ぐため、不法投棄未然防止の態勢を整備する。

(4) 消防・救急施設の整備

過疎地域においては、高齢化が急速に進行しており、特に、青壮年男子の流出に伴う消防の担い手不足、中山間地域における消防水利の不足等への対応が緊急の課題となっている。このため、機能別消防団員や女性消防団員等の拡充を図るなど消防団員の確保に努めるほか、市町村消防施設整備計画に基づき、国の助成制度などの活用により、耐震性貯水槽、防火水槽、災害対応特殊消防ポンプ自動車等について、充足率の低い地域から積極的に整備するとともに、整備済み施設の損傷・劣化等を把握し費用対効果の高い維持管理を行うなどにより、消防力の一層の充実強化に努める。

また、消防本部間の相互応援や遠隔地からの救急搬送における消防防災ヘリコプターの活用を推進して、広域消防防災体制を確立するとともに、応急処置を行うことができる高規格救急自動車や救急用資機材等の整備、救急救命士の計画的な養成を図り、併せて応急救護知識・技術の普及に努める。

さらに、消防救急無線の広域化・共同化や消防指令業務の共同運用について、消防の広域化と整合を図りながら調整を行い、消防救急無線のデジタル化に適切に対応することにより、効率的・効果的な消防指令体制の構築に努めるとともに、広域応援体制や災害時要援護者対策等の充実により地域防災力の向上を図る。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本県の過疎地域における高齢者比率は、32.5%（平成22年4月県長寿介護課調）と県全体の25.9%に比べて高い状況にあり、在宅福祉に重点を置いた高齢者対策は緊急の課題となっている。

このため、愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各地域のサービスニーズに即応した地域密着型施設の整備や在宅サービスの充実を図るとともに、見守りサービス及び在宅医療等を加えた「地域ケア体制の整備」や地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進し、きめ細かな福祉サービスの提供に努める。

また、高齢者を地域社会を支える貴重なマンパワーと位置付け、積極的な就労や社会参加を支援するとともに、「介護予防」の取り組みや健康づくり施策の充実に努めるなど、高齢者をはじめとするすべての人が健康で生きがいをもって安心して暮らせる心温かい福祉コミュニティの形成を図る。

さらに、児童福祉の向上を図るため、保育施設の整備及び機能の充実に努める。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

健康で活動的な高齢者の増加に対応し、その生きがいづくりについて、老人クラブを中心に助成事業等を活用して、ボランティア活動、コミュニティ活動等を通じた社会参加をはじめ、趣味、スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習等へ参加できる条件の整備に努める。

高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止を目的として市町が実施する予防給付・地域支援事業における介護予防事業が効果的なものとなるよう支援する。また、各市町が地域のニーズに応じて行う生活支援事業や過疎地域での交流拠点となるデイサービスセンター、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の整備に積極的に取り組む。

また、高齢者が脳卒中、骨折等をきっかけに要介護状態となることを予防、軽減し、在宅で自立した日常生活がおくれるよう支援するため、地域リハビリテーション支援体制の整備と地域におけるリハビリテーションの調整役となる人材の育成を図る。

さらに、生活圈域を基本に設置された地域包括支援センターの機能充実、強化を支

援するなど、高齢者が必要な保健・医療・福祉のサービスを効率的に受けられるような地域ケア体制の整備に努める。

介護サービス基盤の整備については、高齢者が介護を要する状態になっても出来る限り住み慣れた地域や家族で自立した生活が継続できるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置くこととし、愛媛県介護保険事業支援計画で定めた、介護予防の拠点から重度の要介護状態に対応する入所施設に至るまで、介護サービス基盤の整備を計画的に推進していく。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域では、若年者層の流出に伴い、児童数の減少も顕著であるが、将来の地域の担い手を育成するため、次世代育成支援後期行動計画「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に努める。

特に、児童健全育成の拠点施設として、児童館の整備を進めるほか、保育所については、地域の需給バランスを考慮し、統廃合も含めた適正配置に努めるとともに、老朽施設の計画的な整備を図る。

また、多様な保育サービスに対する需要に対応して、延長保育、一時預り等を実施するとともに、地域子育て支援拠点設置など地域の実情に即した事業を推進し、地域における子育て支援の機能や設備の充実を図る。あわせて、認定こども園の設置を促進し、教育と保育それぞれの特長を活かしたサービスの提供に努める。

さらに、少子化の主要な要因とされる晩婚化・未婚化対策として、結婚を目的とする出会いの場を創出するために設置した「えひめ結婚支援センター」において、企業・NPO・市町等と連携しながら、結婚支援イベントを開催し、結婚を支援していく。

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

本県の過疎地域における保健医療については、地域医療に従事する医師等医療従事者の確保・定着促進、医療提供体制に対する支援及び医療の質の向上が課題となっている。

地域に必要な医療を確保するため、県は、医療関係者、行政、住民等の医療提供体制を構築する各主体との調整を行い、保健医療対策を取りまとめ、実行する役割を担う。

ア 医師の確保については、自治医科大学の活用、地域枠に対応した奨学金制度、大学と連携した寄附講座の設置等の対策に引き続き努める。

また、地域枠選抜出身医師や自治医科大学卒業医師をはじめ地域に根ざした医師を育て、定着率を上げるための方策として、医師の育成過程等における地域医療に動機付けする取り組みや、地域医療を担う医師が安心して勤務・生活できるキャリアパスの構築を推進する。

看護師の確保については、離職防止対策としてナースセンター事業を推進して潜在看護師の活用を図るほか、院内保育施設の充実や勤務環境の整備などを促進する。また、新人看護職員研修事業や、実習指導者講習会事業、看護師専門分野（がん・糖尿病）育成強化推進事業、訪問看護管理者研修事業など、看護の資質向上の推進を図り、看護職員の確保と県内定着を図る。

イ 過疎地域における医療提供体制については、地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、地元医師会・保健所等との連携、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなICTの活用等により、へき地医療拠点病院やへき地診療所等を地域全体で支援する仕組みづくりに努める。

また、へき地医療支援機構は、へき地診療所に勤務する医師等の支援機能等、代診医等の派遣調整を的確に行うことが最大の任務であり、さらなる機能強化を図る。

ウ 過疎地域における医療の質の向上を図るため、医師、看護職員等の医療従事者の研修、特殊診療科の併設、専門の異なる医師の複数配置等を促進し、診療所機能の高度化に努めるとともに、患者ニーズの高度化・多様化に対応するため、患者の生活の質の向上や高齢者、身体障害者に配慮した施設づくりに努める。

(2) 無医地区対策

平成21年の調査では、県内の過疎地域に無医地区が5地区、無歯科医地区が20地区あるため、保健所が行う無歯科医地区学童巡回保健指導事業の実施、離島地域を対象とした済生会診療船による巡回診療の支援を引き続き推進する。

さらに、療養を必要とする無医地区等の住民に対する通院手段の確保、医師の派遣又は往診のため、今後、市町を単位としたへき地患者輸送車などの整備促進を図るほか、情報通信技術による診療支援やヘリの活用も検討し、へき地医療拠点病院の整備充実とへき地診療所に対する支援に努める。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

過疎地域では、初期救急、二次救急のトリアージ、病気の予防、慢性疾患の管理、看取り等の総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる総合医の育成が求められるとともに、特に、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科に係る医療を確保する必要がある。

このため、過疎地域におけるこれら医師の確保をはじめ、へき地医療拠点病院等の診療科の整備及び巡回診療、過疎地域等特定診療所の整備を促進するとともに、診療所と病院の機能分担・連携の促進に努め、体系的な医療供給体制を整備する。

7 教育の振興

(1) 教育振興の方針

教育水準の向上については、耐震化を含めた良好な教育環境を確保するため、教育施設、体育施設、情報ネットワーク等の設備の充実を図るとともに、児童生徒の通学条件の整備や教職員住宅等、教育諸条件の整備に十分配慮する。

また、地域の特性を生かした生涯学習を推進するとともに、最新の情報通信技術を活用して学習機会の提供を図るなど、学習機会の地域間格差の是正に努めるほか、地域の力による安全な学校づくりの取り組みや地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用についても推進する。

(2) 公立小中学校等の教育施設の整備等

耐震化を含めた良好な教育環境を確保するため、校舎、屋内運動場、水泳プール、学校給食施設、寄宿舎、教職員住宅等の整備充実を図る。

また、遠距離通学児童生徒のためのスクールバス、スクールボート等の整備を図るとともに、遠距離通学児童生徒の通学費については、国の補助制度を活用するほか、県単独の過疎・離島地域遠距離通学援助事業を引き続き実施する。

さらに、小規模校における教育は、その特殊事情にかんがみ、これに必要な校舎、屋内運動場などの整備充実を図り、教育環境の改善に配慮する。

なお、学校施設等については、世代を超えた地域住民の交流を促進するとともに、多様な住民ニーズに対応するために、運動場への照明施設の設置を図るなど、地域活動等の場として活用できるよう配慮するほか、廃校となった施設等についても、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、福祉施設や都市との交流拠点、子供の体験活動のフィールドとしての再整備等の有効活用を図る。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等

地域住民の自主的な活動や社会教育の中心となる施設として、集会所を身近な日常生活単位に整備するとともに、住民の健康保持及び親睦を深めるために多目的広場やレクリエーション施設等の整備を図る。

また、住民の多様化する学習内容に対処できるよう、愛媛県生涯学習センター等を

拠点にして、公民館をはじめ、地域の教育・文化施設等と連携し、指導者の養成等を図り、社会に還元できる生涯学習事業を推進するほか、図書館では、地域の知の情報拠点として、自館資料はもとより、愛媛県立図書館横断検索システムをはじめとする県内図書館の相互ネットワークを活用し、多様な住民の要望に対応するとともに、地域における課題解決の支援に努める。

さらに、平成29年開催の国民体育大会を視野に入れた施設整備を図るとともに、高齢化の進展を踏まえ、地域住民のライフステージに応じ、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりを行えるよう、総合型地域スポーツクラブなど、様々な組織が活動しやすい環境を整備する。

なお、体育施設の適正配置を進めるとともに、地域の実情に即した体育施設の効率的な運営のため、施設の相互利用や施設のネットワーク化などを図る。

その他、都市の小中学校生による農山漁村における長期宿泊体験活動等の交流事業などにも取り組む。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

文化水準の向上については、地域の人々の心を豊かにし、誇りと愛着を持てる個性豊かなふるさとづくりを進めるため、地域の歴史と風土から生まれた伝統文化を生かしながら、新しい地域文化を創造する。

特に、民話や民謡などの伝承活動、祭りなどの伝統行事への住民参加を促進し、地域に伝わる文化の継承に努め、それぞれの地域の貴重な歴史的、文化的資源の保存と活用について、住民に対する意識啓発や活動支援に取り組むとともに、それらを生かした特色あるイベントの創出、他地域のさまざまな文化との多様な交流を促進する。

また、伝統文化を次世代に継承していくため、調査等による実態把握・記録・価値の再評価を行うほか、学校教育や社会教育と連携し、観賞・学習機会を充実するとともに、小学校のクラブ活動や中学校の部活動等も活用しながら、若者自らが地域文化の担い手になれる機会を作り、若年層への普及・継承を図り、さらに、伝統文化活動を行う団体を支援し、後継者の育成を図る。

さらに、文化面における都市住民との格差の是正を図るため、国内外の優れた芸術鑑賞機会を拡充するなど、地域の文化活動の拠点となる各種施設の有効活用にも努めるとともに、発表機会の充実などにより地域住民の文化活動の支援を促進する。

なお、こうした事業を推進するに当たっては、住民の行動範囲の広がりや質の高い文化への関心の高まりに対応するとともに、より効率的に施策を展開していくため、市町間、施設間の連携を強化し、共同イベントの開催のほか、文化情報の広域的ネットワークの確立や施設の相互利用システムの構築を図ることとする。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

愛媛の優れた文化資源を活用・整備することにより、東中南予ごとに人々が集う交流拠点を整備する「愛媛広域文化交流基盤整備構想」に沿って、市町が地域の文化財や自然、産業遺産等の歴史的価値のある資源を活用して行う全国レベルの観光・学術・文化交流を促進するため、関連施設整備等の支援制度を創設する。

また、市町の文化ホール、歴史民俗資料館等の機能充実に努めるとともに、役割分担や地域バランス等を十分検討したうえで、地域において伝承されてきた地域文化財や歴史的遺産を保存・活用して、地域文化等の振興を図るための施設を整備する。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

過疎地域からの人口流出、特に若年層の都市への流出を防止するとともに、近年過疎地域の良好な自然環境や文化的環境等を求めて増加傾向にあるUJIターン者及び移住者にも対応できる集落の整備を促進する。

また、過疎化の進行に伴い弱体化する集落の生活及び生産等の機能を保持するため、集落内部を結ぶ生活道路などの公共施設を整備するとともに、基幹集落を中心とした相互間の有機的連結を図る。

特に、交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な集落等で、その維持が難しい地域については、住民の意向を尊重しながら、集落の再編成や整備を通じて、地域の居住環境の向上を図る。

(2) 集落の再編整備と維持・活性化

過疎地域集落再編整備事業等の国庫補助事業を活用し、若年者やUJIターン者等のニーズに合った魅力ある住宅や団地の整備等を図るとともに、著しく非効率な居住パターンについては整理統合を進め、過疎地域における定住条件の改善や集落の再編を行う。

また、住民自らが集落の課題を洗い出し、集落の問題を自らの課題として捉え、集落の将来像を描きながら、住民主体による地域づくりを進めていけるよう、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりを促進するとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の導入など、過疎地域を維持・活性化させるための人材力の強化を図る。

過疎地域の概要

別表 1 過疎市町の現況

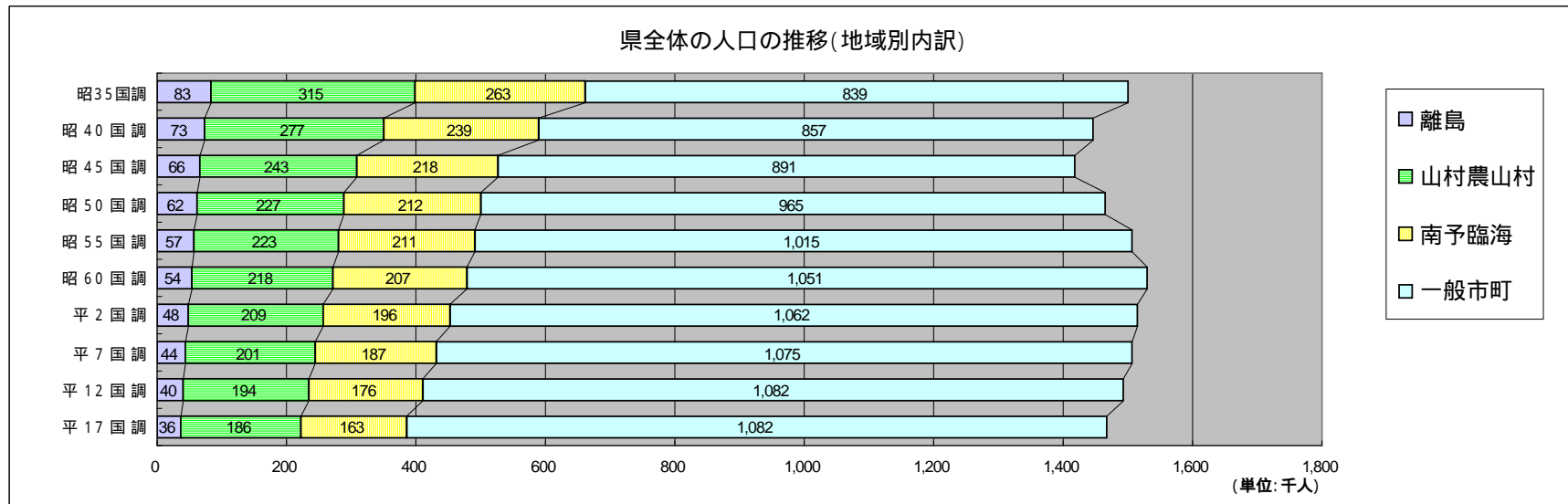
区分	項目	内 訳	単 位	過疎市町	県	過疎/県	備 考
人口等の状況	土地	総面積	km ²	3,674.88	5,678.00	64.7	21年国土地理院 (旧市町村は合併時)
	人 口	総人口	人	385,628	1,467,815	26.3	17年 国勢調査
		世帯数	世 帯	149,549	582,803	25.7	〃
		就業者数	人	182,646	679,915	26.9	〃
		高齢者(65歳以上)	人	120,419	351,990	34.2	〃
		若年者(15~29歳)	人	45,540	226,187	20.1	〃
		第1次産業	人	38,716	64,126	60.4	〃
		第2次産業	人	39,765	174,634	22.8	〃
第3次産業	人	103,387	432,943	23.9	〃		
道路・生活環境等の状況	道 路	道路実延長	km	10,710.7	17,876.3	59.9	21年県道路建設課
		舗装率	%	84.3	86.7	97.2	〃
		改良率	%	47.2	53.9	87.6	〃
		主要地方道舗装率	%	99.1	97.5	101.6	〃
		主要地方道改良率	%	73.6	77.4	95.1	〃
		一般県道舗装率	%	93.0	92.3	100.8	〃
		一般県道改良率	%	50.2	56.0	89.6	〃
	生活環境	水道普及率	%	93.8	93.2	100.6	20年県環境政策課
	高齢者福祉	特養・養護老人ホーム数	箇所	50	116	43.1	21年県長寿介護課
	医 療	無医地区数	地区	5	6	83.3	21年県保健福祉課
	教 育	小学校児童数	人	18,611 (20,868)	79,234 (83,526)	23.5 (25.0)	21年県義務教育課 (17年県義務教育課)
		中学校生徒数	人	9,832 (10,782)	39,902 (43,269)	24.6 (24.9)	〃
		1学校当りの児童・生徒数(平成21年)	人	112	245	45.7	21年県義務教育課
		1学校当りの児童・生徒数(平成17年)	人	115	247	46.6	17年県義務教育課

別表2

人 口 の 推 移

		昭35国調		昭40国調		昭45国調		昭50国調		昭55国調		昭60国調		平2国調		平7国調		平12国調		平17国調		増減	増減	増減	増減
		人口	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	12/40	12/50	17/35
過 疎 市 町	離島	人 83,125	人 73,432	% 11.7	人 66,052	% 10.1	人 61,660	% 6.6	人 56,966	% 7.6	人 53,881	% 5.4	人 48,068	% 10.8	人 43,761	% 9.0	人 40,149	% 8.3	人 36,470	% 9.2	% 45.3	% 34.9	% 56.1	% 36.0	
	山村 農山村	315,460	276,926	12.2	242,548	12.4	226,907	6.4	223,453	1.5	217,932	2.5	208,613	4.3	200,673	3.8	194,338	3.2	185,758	4.4	29.8	14.4	41.1	16.9	
	南予 臨海	262,858	239,431	8.9	218,025	8.9	211,715	2.9	210,728	0.5	206,845	1.8	195,860	5.3	186,925	4.6	176,145	5.8	163,400	7.2	26.4	16.8	37.8	22.5	
	計	661,443	589,789	10.8	526,625	10.7	500,282	5.0	491,147	1.8	478,658	2.5	452,541	5.5	431,359	4.7	410,632	4.8	385,628	6.1	30.4	17.9	41.7	21.5	
	一般市町	839,244	856,595	2.1	891,499	4.1	964,933	8.2	1,015,490	5.2	1,051,325	3.5	1,062,484	1.1	1,075,341	1.2	1,082,460	0.7	1,082,187	0.0	26.4	12.2	28.9	6.6	
全 県	1,500,687	1,446,384	3.6	1,418,124	2.0	1,465,215	3.3	1,506,637	2.8	1,529,983	1.5	1,515,025	1.0	1,506,700	0.5	1,493,092	0.9	1,467,815	1.7	3.2	1.9	2.2	2.6		

31



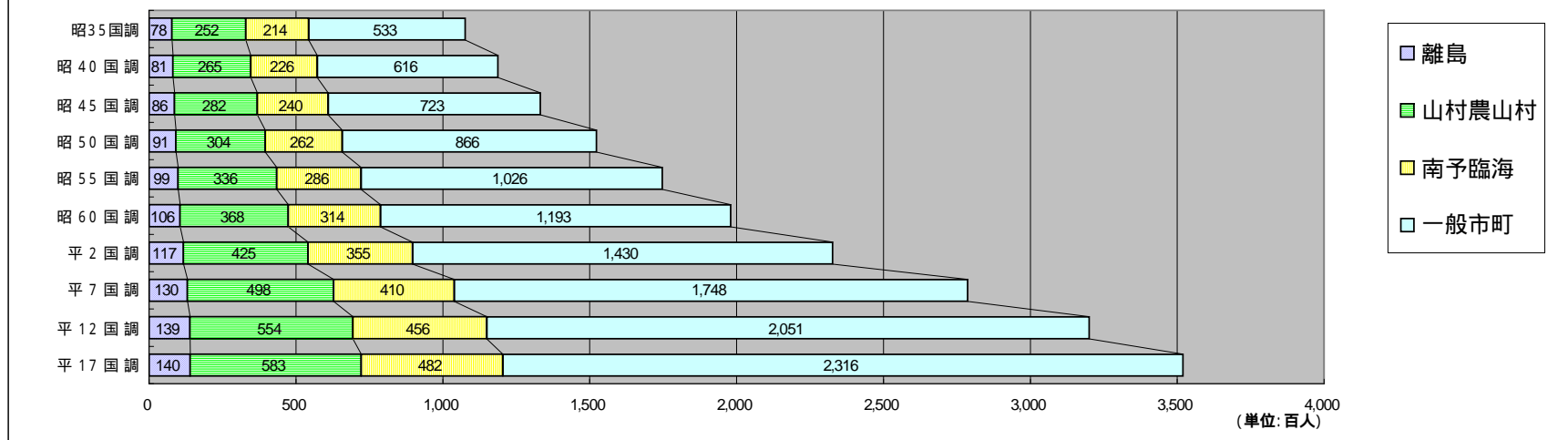
別表3

高齢者(65歳以上)人口の推移

		昭35国調		昭40国調		昭45国調		昭50国調		昭55国調		昭60国調		平2国調		平7国調		平12国調		平17国調		増減	増減	増減	増減
		人口	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	12/40	12/50	17/35	17/55	
過 疎 市 町	離島	人 7,779 (9.4)	人 8,096 (11.0)	% 4.1	人 8,644 (13.1)	% 6.8	人 9,130 (14.8)	% 5.6	人 9,863 (17.3)	% 8.0	人 10,554 (19.6)	% 7.0	人 11,698 (24.3)	% 10.8	人 13,046 (29.8)	% 11.5	人 13,927 (34.7)	% 6.8	人 13,961 (38.3)	% 0.2	% 72.0	% 52.5	% 79.5	% 41.5	
	山村	25,166 (8.0)	26,536 (9.6)	5.4	28,243 (11.6)	6.4	30,400 (13.4)	7.6	33,631 (15.1)	10.6	36,843 (16.9)	9.6	42,458 (20.4)	15.2	49,820 (24.8)	17.3	55,443 (28.5)	11.3	58,286 (31.4)	5.1	108.9	82.4	131.6	73.3	
	農山村																								
	南予	21,422 (8.1)	22,576 (9.4)	5.4	24,046 (11.0)	6.5	26,195 (12.4)	8.9	28,635 (13.6)	9.3	31,370 (15.2)	9.6	35,549 (18.2)	13.3	41,044 (22.0)	15.5	45,614 (25.9)	11.1	48,172 (29.5)	5.6	102.0	74.1	124.9	68.2	
	臨海																								
	計	54,367 (8.2)	57,208 (9.7)	5.2	60,933 (11.6)	6.5	65,725 (13.1)	7.9	72,129 (14.7)	9.7	78,767 (16.5)	9.2	89,705 (19.8)	13.9	103,910 (24.1)	15.8	114,984 (28.0)	10.7	120,419 (31.2)	4.7	101.0	74.9	121.5	66.9	
一般市町		53,275 (6.3)	61,616 (7.2)	15.7	72,279 (8.1)	17.3	86,619 (9.0)	19.8	102,600 (10.1)	18.4	119,277 (11.3)	16.3	143,021 (13.5)	19.9	174,781 (16.3)	22.2	205,094 (18.9)	17.3	231,571 (21.4)	12.9	232.9	136.8	334.7	125.7	
全 県		107,642 (7.2)	118,824 (8.2)	10.4	133,212 (9.4)	12.1	152,344 (10.4)	14.4	174,729 (11.6)	14.7	198,044 (12.9)	13.3	232,726 (15.4)	17.5	278,691 (18.5)	19.8	320,078 (21.4)	14.9	351,990 (24.0)	10.0	169.4	110.1	227.0	101.4	

()内は人口構成比

県全体の高齢者(65歳以上)人口の推移(地域別内訳)



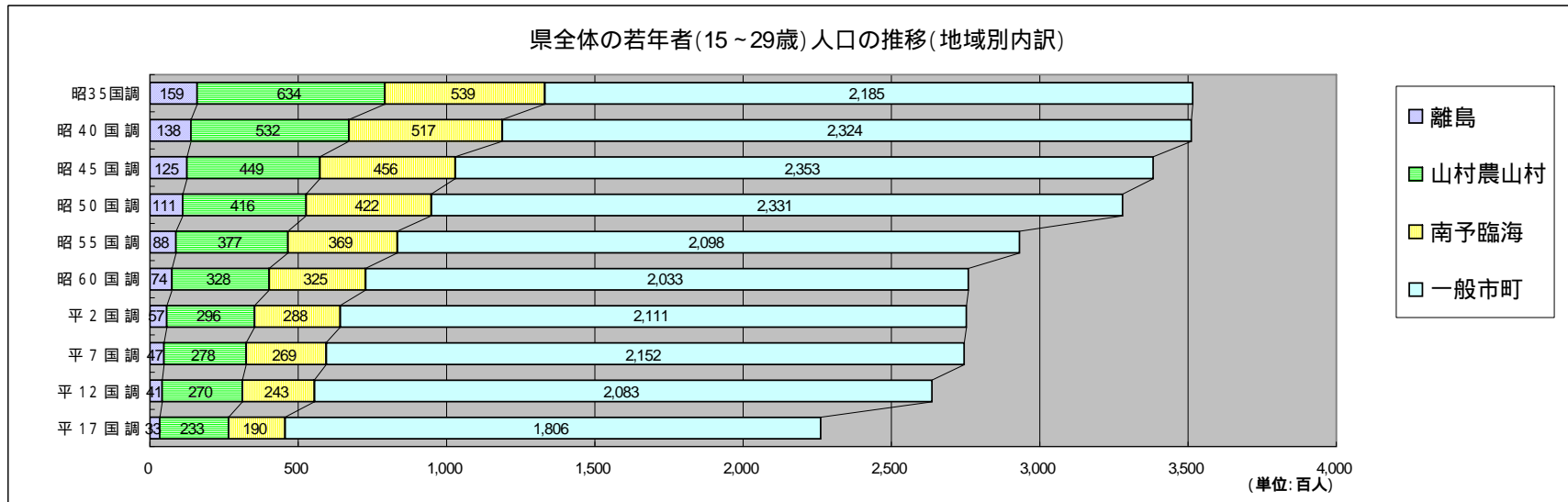
別表 4

若年者(15~29歳)人口の推移

		昭35国調		昭40国調		昭45国調		昭50国調		昭55国調		昭60国調		平2国調		平7国調		平12国調		平17国調		増減	増減	増減	増減
		人口	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	12/40	12/50	17/35	17/55	
過 疎 市 町	離島	人 15,867 (19.1)	人 13,835 (18.8)	% 12.8	人 12,482 (18.9)	% 9.8	人 11,081 (18.0)	% 11.2	人 8,781 (15.4)	% 20.8	人 7,411 (13.8)	% 15.6	人 5,675 (11.8)	% 23.4	人 4,691 (10.7)	% 17.3	人 4,139 (10.3)	% 11.8	人 3,303 (9.1)	% 20.2	% 70.1	% 62.6	% 79.2	% 62.4	
	山村	63,375 (20.1)	53,226 (19.2)	16.0	44,866 (18.5)	15.7	41,614 (18.3)	7.2	37,747 (16.9)	9.3	32,808 (15.1)	13.1	29,616 (14.2)	9.7	27,768 (13.8)	6.2	27,038 (13.9)	2.6	23,269 (12.5)	13.9	49.2	35.0	63.3	38.4	
	農山村																								
	南予	53,896 (20.5)	51,711 (21.6)	4.1	45,603 (20.9)	11.8	42,177 (19.9)	7.5	36,891 (17.5)	12.5	32,493 (15.7)	11.9	28,841 (14.7)	11.2	26,928 (14.4)	6.6	24,285 (13.8)	9.8	18,968 (11.6)	21.9	53.0	42.4	64.8	48.6	
	計	133,138 (20.1)	118,772 (20.1)	10.8	102,951 (19.5)	13.3	94,872 (19.0)	7.8	83,419 (17.0)	12.1	72,712 (15.2)	12.8	64,132 (14.2)	11.8	59,387 (13.8)	7.4	55,462 (13.5)	6.6	45,540 (11.8)	17.9	53.3	41.5	65.8	45.4	
一般市町	218,475 (26.0)	232,404 (27.1)	6.4	235,325 (26.4)	1.3	233,121 (24.2)	0.9	209,825 (20.7)	10.0	203,263 (19.3)	3.1	211,146 (19.9)	3.9	215,191 (20.0)	1.9	208,258 (19.2)	3.2	180,647 (16.7)	13.3	10.4	10.7	17.3	13.9		
全 県	351,613 (23.4)	351,176 (24.3)	0.1	338,276 (23.9)	3.7	327,993 (22.4)	3.0	293,244 (19.5)	10.6	275,975 (18.0)	5.9	275,278 (18.2)	0.3	274,578 (18.2)	0.3	263,720 (17.7)	4.0	226,187 (15.4)	14.2	24.9	19.6	35.7	22.9		

()内は人口構成比

県全体の若年者(15~29歳)人口の推移(地域別内訳)



別表5

過疎市町別の人口推移

	地域区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		12/40	12/50	17/35	17/55
		人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率
松山市 (旧中島町)	離島	16,168		13,945	13.7	11,837	15.1	10,461	11.6	10,035	4.1	9,183	8.5	8,114	11.6	7,195	11.3	6,340	11.9	5,427	14.4	54.5	39.4	66.4	45.9
今治市(旧吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、開前村)	離島	52,196		45,491	12.8	40,643	10.7	37,554	7.6	34,262	8.8	32,585	4.9	29,512	9.4	27,186	7.9	25,204	7.3	22,945	9.0	44.6	32.9	56.0	33.0
宇和島市	南予臨海	132,146		122,042	7.6	111,648	8.5	109,479	1.9	110,920	1.3	110,194	0.7	105,030	4.7	100,776	4.1	95,641	5.1	89,444	6.5	21.6	12.6	32.3	19.4
八幡浜市	南予臨海	67,173		62,715	6.6	58,545	6.6	56,964	2.7	55,757	2.1	53,622	3.8	50,271	6.2	47,410	5.7	44,206	6.8	41,264	6.7	29.5	22.4	38.6	26.0
新居浜市 (旧別子山村)	山村農山村	1,816		1,734	4.5	959	44.7	403	58.0	397	1.5	356	10.3	318	10.7	319	0.3	277	13.2	205	26.0	84.0	31.3	88.7	48.4
大洲市	山村農山村	72,480		65,390	9.8	58,755	10.1	56,996	3.0	57,014	0.0	57,263	0.4	55,766	2.6	53,850	3.4	52,762	2.0	50,786	3.7	19.3	7.4	29.9	10.9
伊予市	山村農山村	49,106		45,526	7.3	42,612	6.4	41,537	2.5	42,842	3.1	42,306	1.3	41,516	1.9	41,064	1.1	40,505	1.4	39,493	2.5	11.0	2.5	19.6	7.8
四国中央市 (旧新宮村)	山村農山村	5,783		4,811	16.8	3,567	25.9	2,836	20.5	2,450	13.6	2,336	4.7	2,380	1.9	2,003	15.8	1,808	9.7	1,585	12.3	62.4	36.2	72.6	35.3
西予市	山村農山村	79,525		69,278	12.9	61,009	11.9	57,528	5.7	56,175	2.4	54,804	2.4	51,893	5.3	49,022	5.5	47,217	3.7	44,948	4.8	31.8	17.9	43.5	20.0
上島町	離島	14,761		13,996	5.2	13,572	3.0	13,645	0.5	12,669	7.2	12,113	4.4	10,442	13.8	9,380	10.2	8,605	8.3	8,098	5.9	38.5	36.9	45.1	36.1
久万高原町	山村農山村	32,896		27,582	16.2	21,432	22.3	18,014	15.9	16,225	9.9	14,760	9.0	13,313	9.8	12,781	4.0	11,887	7.0	10,946	7.9	56.9	34.0	66.7	32.5
砥部町 (旧広田村)	山村農山村	3,469		2,678	22.8	2,172	18.9	1,691	22.1	1,500	11.3	1,376	8.3	1,241	9.8	1,212	2.3	1,114	8.1	1,053	5.5	58.4	34.1	69.6	29.8
内子町	山村農山村	38,947		33,268	14.6	29,059	12.7	26,413	9.1	25,336	4.1	24,079	5.0	22,687	5.8	21,678	4.4	20,782	4.1	19,620	5.6	37.5	21.3	49.6	22.6
伊方町 (旧瀬戸町、旧三崎町)	南予臨海	19,043		15,895	16.5	13,160	17.2	11,427	13.2	10,251	10.3	9,261	9.7	8,264	10.8	7,638	7.6	6,967	8.8	6,056	13.1	56.2	39.0	68.2	40.9
松野町	山村農山村	8,475		7,038	17.0	6,195	12.0	5,822	6.0	5,912	1.5	5,682	3.9	5,325	6.3	5,038	5.4	4,906	2.6	4,690	4.4	30.3	15.7	44.7	20.7
鬼北町	山村農山村	22,963		19,621	14.6	16,788	14.4	15,667	6.7	15,602	0.4	14,970	4.1	14,174	5.3	13,706	3.3	13,080	4.6	12,432	5.0	33.3	16.5	45.9	20.3
愛南町	南予臨海	44,496		38,779	12.8	34,672	10.6	33,845	2.4	33,800	0.1	33,768	0.1	32,295	4.4	31,101	3.7	29,331	5.7	26,636	9.2	24.4	13.3	40.1	21.2
過疎計		661,443		589,789	10.8	526,625	10.7	500,282	5.0	491,147	1.8	478,658	2.5	452,541	5.5	431,359	4.7	410,632	4.8	385,628	6.1	30.4	17.9	41.7	21.5
非過疎計		839,244		856,595	2.1	891,499	4.1	964,933	8.2	1,015,490	5.2	1,051,325	3.5	1,062,484	1.1	1,075,341	1.2	1,082,460	0.7	1,082,187	0.0	26.4	12.2	28.9	6.6
累計		1,500,687		1,446,384	3.6	1,418,124	2.0	1,465,215	3.3	1,506,637	2.8	1,529,983	1.5	1,515,025	1.0	1,506,700	0.5	1,493,092	0.9	1,467,815	1.7	3.2	1.9	2.2	2.6

非過疎市町別人口等一覧表

	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		12/40	12/50	17/35	17/55	
	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	
松山市(過疎地域除)	291,204		318,398	9.3	351,161	10.3	396,776	13.0	432,112	8.9	457,171	5.8	472,740	3.4	490,008	3.7	501,926	2.4	509,510	1.5	57.6	26.5	75.0	17.9	
今治市(過疎地域除)	141,620		143,323	1.2	149,275	4.2	159,263	6.7	163,556	2.7	165,189	1.0	161,992	1.9	158,249	2.3	155,423	1.8	151,038	2.8	8.4	2.4	6.7	7.7	
新居浜市(過疎地域除)	125,688		125,155	0.4	126,033	0.7	131,712	4.5	132,339	0.5	132,184	0.1	129,149	2.3	127,917	1.0	125,537	1.9	123,747	1.4	0.3	4.7	1.5	6.5	
西条市	116,532		112,034	3.9	108,270	3.4	110,548	2.1	112,961	2.2	115,983	2.7	115,251	0.6	114,706	0.5	114,548	0.1	113,371	1.0	2.2	3.6	2.7	0.4	
四国中央市(過疎地域除)	94,426		90,341	4.3	89,096	1.4	90,727	1.8	92,718	2.2	94,669	2.1	94,835	0.2	93,655	1.2	92,518	1.2	91,269	1.4	2.4	2.0	3.3	1.6	
東温市	25,533		24,109	5.6	23,369	3.1	26,629	14.0	29,276	9.9	31,306	6.9	31,753	1.4	33,058	4.1	34,701	5.0	35,278	1.7	43.9	30.3	38.2	20.5	
松前町	21,784		22,968	4.2	23,900	5.3	26,639	11.5	27,568	3.5	28,697	4.1	29,407	2.5	30,106	2.4	30,277	0.6	30,564	0.9	33.4	13.7	40.3	10.9	
砥部町(過疎地域除)	11,134		10,613	4.7	11,659	9.9	13,674	17.3	16,458	20.4	17,963	9.1	19,561	8.9	20,493	4.8	20,961	2.3	21,371	2.0	97.5	53.3	91.9	29.9	
伊方町(過疎地域除)	11,323		9,924	12.4	8,736	12.0	8,965	2.6	8,502	5.2	8,163	4.0	7,796	4.5	7,149	8.3	6,569	8.1	6,039	8.1	33.8	26.7	46.7	29.0	
非過疎計		839,244		856,595	1.8	891,499	3.7	964,933	8.0	1,015,490	5.3	1,051,325	3.6	1,062,484	1.1	1,075,341	1.2	1,082,460	0.7	1,082,187	0.0	26.4	12.2	28.9	6.6
過疎計		661,443		589,789	10.8	526,625	10.7	500,282	5.0	491,147	1.8	478,658	2.5	452,541	5.5	431,359	4.7	410,632	4.8	385,628	6.1	30.4	17.9	41.7	21.5
累計		1,500,687		1,446,384	3.6	1,418,124	2.0	1,465,215	3.3	1,506,637	2.8	1,529,983	1.5	1,515,025	1.0	1,506,700	0.5	1,493,092	0.9	1,467,815	1.7	3.2	1.9	2.2	2.6

